

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案

第 1 制定の理由

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務です。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺しました。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきました。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待があり、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできましたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者や周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにあります。

平成 18 年に国際連合において、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利に関する条約が採択されました。条約では、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示しています。わが国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の制定等、国内法の整備が進められ、平成 26 年に当該条約を締結したところです。しかしながら、法律においては、障害者差別に関する相談およびその解決に関する具体的な仕組み等については十分ではなく法律の実効性が課題となっています。

こうしたことから、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定しようとするものです。

第 2 概要

- 1 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とすることとします。（第 1 条 関係）

2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。（第2条関係）

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

(3) 障害を理由とする差別 正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う次に掲げる行為または合理的配慮を行わないことをいいます。

ア 教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) その年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。

(イ) 障害者およびその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）および特別支援学校（小学部および中学部に限る。）をいう。）を決定すること。

イ 労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 障害者の応募または採用を拒否し、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。

(イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。

ウ 商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事

カ 医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。

(ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

(イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。

キ 多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

ク 不動産の取引を行う場合において、障害者または障害者と同居する者に対して、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。

ケ 県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

コ 情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

サ 意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。

シ アからサまでに掲げるもののほか、障害者に対して不利益な取扱いをすること。

(4) 合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいいます。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除きます。

(5) 障害の社会モデル 障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいいます。

3 基本理念

障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととします。（第3条関係）

(1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。

(6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。

4 県の責務（第4条関係）

(1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。

(2) 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル（以下「障害等」という。）に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとします。

(3) 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとします。

(4) 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとします。

5 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならないこととします。（第5条関係）

6 何人も、障害を理由とする差別をしてはならないこととします。（第6条関係）

7 相談（第7条関係）

(1) 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができることとします。

(2) 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとします。

ア 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。

イ 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。

ウ 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

8 知事は、7(2)アからウまでに掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができることとするとともに、障害者差別解消相談員の守秘義務について定めることとします。（第8条関係）

9 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができることとするとともに、当該委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）の守秘義務について定めることとします。（第9条関係）

10 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとします。（第10条関係）

11 あっせん（第11条および第12条関係）

(1) 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者等は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあつせんを申し立てることができることとします。

(2) (1)にかかわらず、相談事案が次のいずれかに該当するときは、あつせんを申し立てることができないこととします。

ア 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

ウ 過去に(1)の規定によるあつせんの申立てがされたことがあるものであるとき。

(3) 知事は、(1)によるあつせんの申立てがあつたときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあつせんを求めるものとします。

(4) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会が行うあつせんの手続について、必要な事項を定めることとします。

12 勧告（第 13 条関係）

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、または受諾したあつせん案に従わないあつせんの求めに係る相談事案の当事者等に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができることとします。

(2) (1)による勧告の求めがあつた場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

13 知事は、12(2)による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。（第 14 条関係）

14 この条例の規定によりその権限に属させられた事項等を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置することとするとともに、委員会の組織等について必要な事項を定めることとします。（第 15 条および第 16 条関係）

15 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとします。（第 17 条関係）

(1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策

- (2) 障害者と障害者でない者との交流の機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策

16 学校教育における理解の促進等（第 18 条関係）

- (1) 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとします。
- (2) 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとします。

17 就業の機会の確保等（第 19 条関係）

- (1) 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、障害者の意向および適性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとします。
- (2) 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとします。

18 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅（滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和 34 年滋賀県条例第 31 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとします。（第 20 条関係）

19 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとします。（第 21 条関係）

20 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。（第 22 条関係）

21 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。（第 23 条関係）

22 意思疎通等の手段の利用促進等（第 24 条関係）

- (1) 県は、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとします。
- (2) 県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとします。
- (3) 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとします。

23 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。（第 25 条関係）

24 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第 26 条関係）

25 障害者差別解消相談員および委員会の委員が守秘義務に違反した場合は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処することとします。（第 27 条関係）

26 その他

(1) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。ただし、6 から 14 までは、同年 10 月 1 日から施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。

(3) 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、障害の範囲を含め、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

